

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の被害調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業共済制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料を作成することを目的としている。

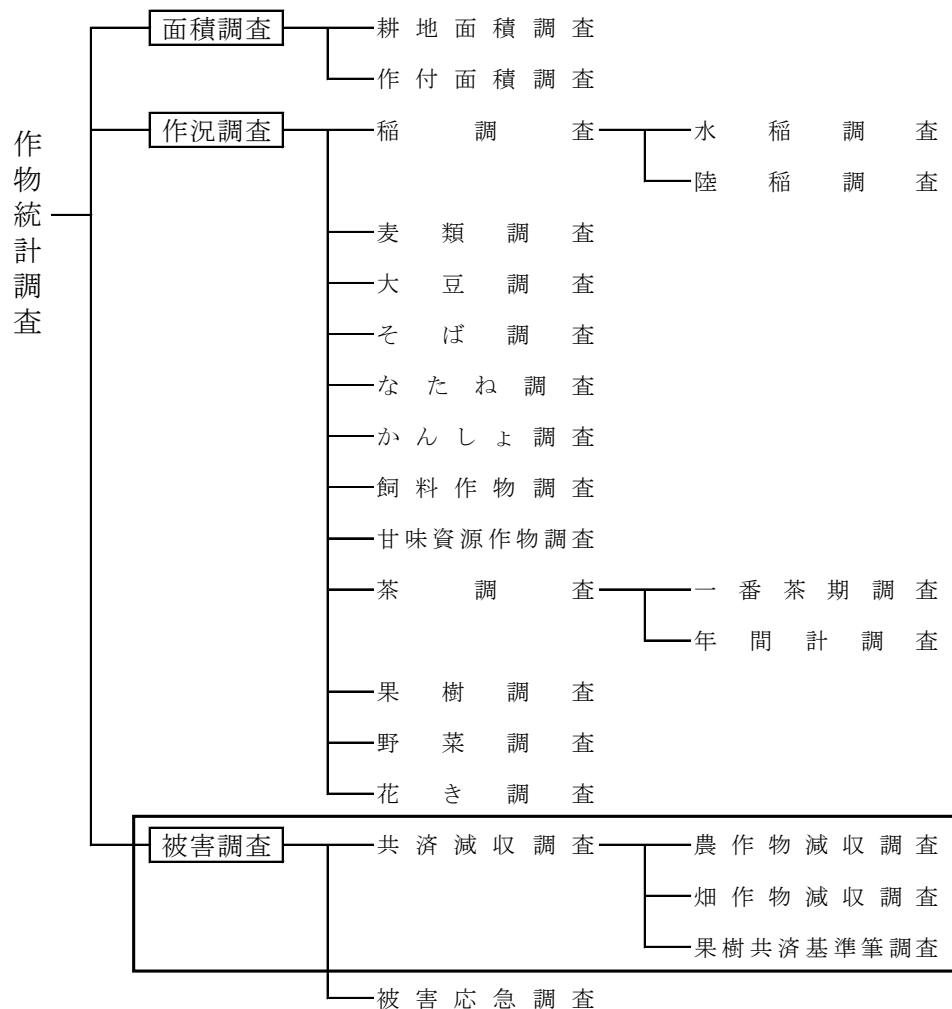
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系（太枠部分が公表した範囲）



(5) 調査の対象

ア 水稻

(ア) 調査の対象

共済金額がおおむね50億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式及び半相殺方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(イ) 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

共済引受方式	調査対象筆数			うち減収で あった数 (超過被害農家の筆数)
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
一筆方式□	筆 50,383	筆 7,945	筆 42,438	筆 22,773
半相殺方式	5,160	801	4,359	(18)

注：1 減収標本実測筆は、水稻収穫量調査における作況標本筆と共用している。

2 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同一の単位区内から無作為に抽出した6筆とし、6筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

イ ばれいしょ

(ア) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(イ) 調査対象農家数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象農家数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象農家数	うち減収で あった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
ばれいしょ	全相殺方式	戸 40	戸 10	a 4,325,025	kg 1,432,365,574

注：1 参考の数値は、農林水産省経営局『畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量は、平成29年産の実績値であり、調査対象都道府県（北海道）の数値である。

3 調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

ウ 豆類

(ア) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(イ) 調査対象筆（農家）数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆（農家）数は次のとおりである。

作 物	共済引受方式	調査対象筆 （農家）数	うち減収で あった数	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量
大 豆	一筆方式	筆・戸 500	筆・戸 191	a 936,296	kg 13,588,123
	半相殺方式	100	46	223,005	4,255,516
小 豆	半相殺方式	80	63	1,459,359	40,631,273
いんげん	半相殺方式	60	37	590,102	11,371,045

注：1 参考の数値は、農林水産省経営局『畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量は、平成29年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査対象数の単位は、大豆の一筆方式が筆、それ以外は戸である。

4 半相殺方式は、調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

エ 果樹

(ア) 調査の対象

調査対象作物ごとに共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）又は樹園地単位方式（減収総合方式又は特定危険方式）により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(イ) 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

作物	共済引受方式	調査対象筆数	うち減収であった数	参 考	
				共済引受面積	共済標準収穫量
み かん	半相殺方式 (減収総合方式)	筆 350	筆 91	a 278,725	kg 62,689,640
指定かんきつ	半相殺方式 (減収総合方式)	110	31	31,309	5,675,386
りんご	半相殺方式 (減収総合方式)	250	111	79,993	16,522,042
	半相殺方式 (特定危険方式)	170	161	973,721	185,188,243
ぶどう	半相殺方式 (減収総合方式)	210	71	31,541	3,929,718
	樹園地単位方式 (減収総合方式)	150	17	38,497	4,645,157
	樹園地単位方式 (特定危険方式)	24	9	28,802	3,526,532
なし	半相殺方式 (減収総合方式)	550	162	93,524	21,838,780
	半相殺方式 (特定危険方式)	232	219	147,837	34,619,572
	樹園地単位方式 (特定危険方式)	50	17	19,205	4,190,767

注：１ 指定かんきつとは果樹共済において、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。

２ 参考の数値は、農林水産省経営局『果樹共済統計表』による。

３ 共済引受面積及び共済標準収穫量は、平成28年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

４ 共済標準収穫量は、その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通に行われたときに得られる、いわば標準的な収穫量であり、収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹園地ごとに定められ、共済金額の算定の基準となるものである。

(6) 調査期日

収穫期に調査を実施した。ただし、果樹のうち特定危険方式にあつては、暴風雨襲来直後に調査を実施した。

(7) 調査事項

共済基準減（増）収量及び共済基準減（増）収量に係る作付面積を調査した。

(8) 調査方法

ア 水稻

減収調査標本筆に対する職員又は統計調査員による実測調査により行った。

イ ばれいしょ

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収調査標本筆に対する職員又は統計調査員による実測調査により行った。

ウ 豆類

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収調査標本筆に対する職員又は統計調査員による実測調査により行った。

エ 果樹

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法による区分の割合等）に基づき選定した果樹共済基準筆に対する職員又は統計調査員による実測調査により行った。

(9) 統計値の作成方法

ア 水稻

調査事項について、減収調査標本筆の実測調査結果を、職員又は統計調査員による巡回・見積りにより補完して取りまとめを行った。

イ ばれいしょ

調査事項について、減収調査標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

ウ 豆類

調査事項について、減収調査標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

エ 果樹

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

(10) 調査精度

調査対象作物別共済引受方式別に都道府県別の10 a 当たり収量を指標とした実績精度は、次のとおりである。

なお、水稻の減収標本実測筆は水稻収穫量調査の標本筆と共用しているため、目標精度は設定していない。

ア ばれいしょ（10 a 当たり収量）

北海道で2.8%であった。

イ 豆類（10 a 当たり収量）

(ア) 大豆

一筆方式の青森県で5.9%、岩手県で5.3%、福島県で5.1%、新潟県で3.5%、富山県で8.6%、長野県で7.8%、滋賀県で6.5%、兵庫県で8.3%、岡山県で8.3%であった。

半相殺方式の北海道で3.9%、秋田県で4.8%であった。

(イ) 小豆

北海道で4.1%であった。

(ウ) いんげん

北海道で4.9%であった。

ウ 果樹（10 a 当たり収量。ただし、半相殺方式（特定危険方式）にあつては減収割合が20%超であった筆の10 a 当たり減収率、樹園地単位方式（特定危険方式）にあつては減収割合が30%超であった筆の10 a 当たり減収率）

(ア) みかん

静岡県で6.9%、和歌山県で3.1%、香川県で6.9%、宮崎県で7.8%であった。

(イ) 指定かんきつ

和歌山県で5.1%、熊本県で7.5%であった。

(ウ) りんご

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6.3%、福島県で6.3%、長野県で9.3%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の北海道で8.2%、宮城県で19.3%、秋田県で2.9%、群馬県で13.8%、富山県で6.2%、長野県で2.7%であった。

(エ) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）の新潟県で4.2%、長野県で6.2%、岡山県で4.6%、香川県で6.4%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の山梨県で3.2%、島根県で3.6%であった。

(オ) なし

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6.1%、福島県で4.3%、栃木県で3.4%、埼玉県で3.3%、千葉県で2.8%、東京都で4.1%、神奈川県で3.4%、新潟県で4.9%、長野県で6.0%、鳥取県で4.8%、福岡県で7.3%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の秋田県で4.5%、山形県で22.1%、新潟県で9.0%、長野県で20.6%、岐阜県で9.3%、愛知県で6.7%であった。

2 用語の解説

(1) 農業共済制度

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づいて国の農業災害対策として実施される公的保険制度をいう。

(2) 共済引受方式

ア 一筆方式

耕地ごとの減収量により損害を把握する方式である。

イ 半相殺方式

農業者ごとに被害のあった耕地の減収量により損害を把握する方式である。

ウ 全相殺方式

農業者ごとに耕地の増収分及び減収分を相殺した損害を把握する方式である。

エ 樹園地単位方式

果樹共済において、耕地（樹園地）ごとの減収量により損害を把握する方式である。

オ 減収総合方式

果樹共済において、気象上の原因による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による損害が共済の対象となる方式である。

カ 特定危険方式

果樹共済において、特定の災害（最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨、最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨等）による損害が共済の対象となる方式である。

(3) 共済金額

損害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。

(4) 共済基準収穫量

その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通に行われたときに得られる、いわば平年の収穫量であり、筆ごとに定められ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。

(5) 共済基準減収量

被害筆について、当該筆の収穫量が当該筆の共済基準収穫量を下回った数量をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		2 桁	1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した後（統計数値）	12, 300	1, 230	123

(2) 本書に掲載した表中の記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成30年産共済減収調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班

代表：03-3502-8111 内線3682

直通：03-3502-5687

FAX：03-5511-8771

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03-3502-8111 内線3680

直通：03-6744-2044

FAX：03-5511-8771